

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	36	所管 厚労省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	当研究所は、大正9年（1920年）に内務省の栄養研究所として誕生し、その後平成13年より「独立行政法人国立健康・栄養研究所」となり、国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る公的機関としての役割を与えられている。					
沿革	<p>(1)大正9年に栄養研究所として設立され、昭和22年に国立栄養研究所に改称し、その後平成元年に国立健康・栄養研究所に改称された。その間、国の試験研究機関として、国民の健康と栄養に関する調査研究を行い、国民の健康増進に寄与してきた。</p> <p>(2)政府の行政改革の方針に基づき、平成10年6月12日に、「中央省庁等改革基本法」が公布・施行され、この改革等に併せて、独立行政法人制度が創設され、国の事務及び業務の独立行政法人化が進められることとなった。</p> <p>(3)平成11年7月16日に「通則法」が、また、同年12月22日に「個別法」がそれぞれ制定されたことを受けて、平成13年4月1日に、公務員型の特定独立行政法人へ移行した。</p> <p>(4)平成18年3月31日に、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」(法律第25号)が公布され、平成18年4月1日に非公務員型の独立行政法人となった。</p>					
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕(現役出向)(4/1時点)		4	4	4	4〔0〕(1)	
常勤役員数		2	2	2	2	
非常勤役員数		2	2	2	2	
常勤職員数〔官庁OB〕(現役出向)(4/1時点)		45	41	40	38〔0〕(11)	
うち間接部門		12	11	11	11	
うち事業部門		33	30	29	27	
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		62 (0)	56 (0)	49 (0)	50 (0)	
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)		114.4 (98.8)	109.3 (97.9)	106.2 (92.2)	- (-)	
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)		101.6 (98.2)	103.9 (100.1)	101.3 (97.9)	- (-)	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算	
一般会計(百万円)		739	691	628	659	
うち運営費交付金		739	691	628	659	
うち施設整備費補助金		-	-	-	-	
うち施設整備以外の補助金・交付金		-	-	-	-	
うち委託費		-	-	-	-	
うち出資金		-	-	-	-	
特別会計(特会名)(百万円)		-	-	-	-	
うち運営費交付金		-	-	-	-	
うち施設整備費補助金		-	-	-	-	
うち施設整備以外の補助金・交付金		-	-	-	-	
うち委託費		-	-	-	-	
うち出資金		-	-	-	-	
計		739	691	628	659	
支出額の推移(百万円)		810	765	730	739	
収入額の推移(百万円)		877	799	739	739	
国の財政支出/収入額(%)		84.3%	86.5%	85.0%	89.2%	
財務データ(平成24年度、百万円)	資産合計	145	うち流動資産	112		
	負債合計	128	純資産合計	17	うち利益剰余金	17

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	36	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所
-----	----	----	-----	-----	------------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
調査研究	①国民の健康施策に必要な不可欠となる科学的知見を活用等し、生活習慣病予防など国民の健康増進に資することを目的として、(1)生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究、(2)日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究、(3)「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究、(4)小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断しない食育をより効果的に推進するための調査研究等を行う。 ②独立行政法人国立健康・栄養研究所法、独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画	566	合計		566		
			国費	運営費交付金	495		
			自己収入	受託収入等	71		
健康増進法に基づく業務	①厚生労働大臣が行う国民健康・栄養調査の集計・解析を通じ、国民の身体状況、栄養摂取量、生活習慣状況を把握し、国や地方自治体の健康増進施策・疾病予防対策等の立案や評価等に寄与する。また、消費者庁（平成21年8月までは厚生労働省）が表示許可する特別用途食品や健康増進法に基づき取去された食品について、表示どおりの成分が含まれているか試験を行う。 ②健康増進法第10条第2項、第26条第3項、第27条第5項、独立行政法人国立健康・栄養研究所法、独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画	92	合計		98		
			国費	運営費交付金	86		
			自己収入	試験手数料収入等	12		
国際協力、産学連携等対外的な業務	①アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際栄養協力体制の充実強化を図る。また、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施並びに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。 ②独立行政法人国立健康・栄養研究所法、独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画	46	合計		49		
			国費	運営費交付金	43		
			自己収入	受託収入等	6		
栄養情報担当者(NR)制度	①健康食品について、国民に適切な情報の提供を図る要員として健栄研が認定した栄養情報担当者(NR)について、厚生労働省の事業仕分けにより第三者機関に移管を行うこととされたことから、移管が完了する平成27年7月までの間、NRに対する移籍に関する情報の提供、移籍手続受付、移籍後の資格更新のために必要な研修会の開催などを行う。 ②独立行政法人国立健康・栄養研究所法、独立行政法人国立健康・栄養研究所中期計画	26	合計		26		
			国費	運営費交付金	4		
			自己収入	栄養情報担当者事業収入	22		

## ○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

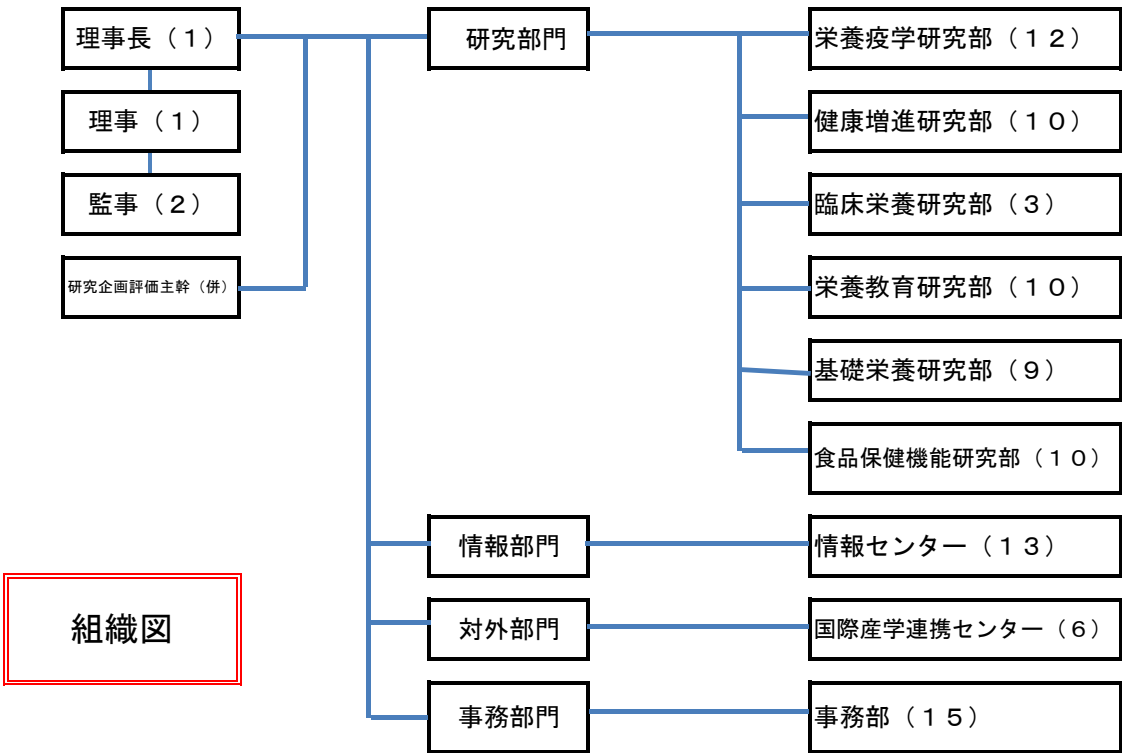
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	36	所管	厚労省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所
-----	----	----	-----	-----	------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

独立行政法人国立・健康栄養研究所  
〒162-8636  
東京都新宿区戸山1-23-1



No.	36	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）は、厚生労働省の生活習慣病予防に関する政策及び消費者庁の食品表示に関する政策体系に位置づけられている。この施策において、国はそれぞれの政策の企画立案、実施、評価を行い、健栄研は、健栄研法に基づき、医学、栄養学を中心とした研究能力を基に、それぞれの政策の企画立案・評価の基盤となる国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養や食生活に関する調査及び研究等を行っている。具体的には以下のように貢献している。

### 【調査及び研究】

- ① 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
  - ② 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究
  - ③ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究並びに健康食品に関する情報発信
  - ④ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究
- 具体的成果：「健康づくりのための身体活動基準・指針2013」の策定、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」策定と普及啓発、II型糖尿病に関連する新規遺伝子多型の発見、「健康食品の安全性・有効性情報」の発信、東日本大震災支援用ツールの作成及び公開等。

### 【個別法に基づく業務】

- ①健康増進法  
厚生労働大臣が行う国民健康・栄養調査について、集計・解析により国民の身体の状態、栄養摂取量、生活習慣の状態を把握し、国や地方自治体の健康増進施策・生活習慣病を中心とした疾病予防対策等の立案や評価等に活用されている。
- ②食品表示法  
消費者庁（平成21年8月までは厚生労働省）が表示許可する特別用途食品や取去した食品について、表示どおりの成分が含まれているか試験を行うことにより、食品の安全確保に貢献している。  
具体的な成果：国民健康・栄養調査データ処理システムの開発、食品分析における登録試験機関間の精度管理方法の構築等。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

予算執行、人員配置等の弾力的な実施が可能となった。  
総人員枠の縛りが残存し、機動的な人員採用が十分とは言えず、自主財源についても、インセンティブが働きにくい構造が残されている。  
内部評価、外部評価、厚生労働省独法評価、総務省評価等、年間を通して評価に対応するための準備等に費やす労力が増したことにより、職員の負担が増大した。

## ○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	907	独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金

## ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
プール施設 運転保守	プール施設日常運転点検業務、排ガス洗浄装置洗浄水交換業務、排ガス洗浄装置年間保守整備業務、プール用濾過器年間保守整備業務、プール用熱交換器年間保守整備業務	3,885千円	東京ビジネスサービス(株)
体育館及びプール施設並びに被験者室清掃	体育館、プール施設、被験者室の清掃	840千円	東京ビジネスサービス(株)
感染性廃棄物収集運搬処理業務	動物死体処理及び使用した付属品の収集運搬処分	707千円	ハイシステム(株)
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
遺伝子解析業務	ヒトゲノム・ジェノタイピングの解析業務	8,946千円	G&Gサイエンス(株)
試験監督業務	第9回独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者(NR)認定試験試験監督業務	1,588千円	(株)全国試験運営センター
データ入力業務	平成24年度国民健康・栄養調査の調査票入力、電子ファイルの作成業務	309千円	ニューコン(株)

No.	36	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○外部の協力研究員の一層の活用を図る。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>○独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所の統合については、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）に位置づけられた日本版NIHの設置に向けた議論を踏まえて検討する。</p> <p>○民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめ、研究者の交流や施設の共同利用等を通じて、研究員等を受け入れ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所】</p> <p>○上記2法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>○独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所の統合については、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）に位置づけられた日本版NIHの設置に向けた議論を踏まえて検討する。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」（平成22年11月26日）</p> <p>独立行政法人国立健康・栄養研究所については、独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合が検討されているところであるが、これら三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかではなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられる。さらに、各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的である。</p> <p>このため、三法人の統合については、単に数合わせの議論に終始することなく、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に検討した上で、結論を得るものとする。</p>
② 対応状況	<p>○独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）により、独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とされたところである。</p> <p>○独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所の統合については、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）に位置づけられた日本版NIHの設置に向けた議論を踏まえて検討する。</p>

No.	36	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所
-----	----	----	-------	-----	------------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

○独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所の統合については、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）に位置づけられた日本版NIHの設置に向けた議論を踏まえて検討する。国民の健康・栄養水準の向上に寄与するとともに、健康政策に科学的な根拠を与えるという観点から適切に対応する。

No.	36	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所
-----	----	----	-------	-----	------------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

- ・ 3（3）②「見直しの方向性」に関し、優秀な研究者を確保するためには、給与水準の検討に留まらず、顕著な業績をあげた者に対するテニユア制の導入や宿舍の確保等研究者が安心して研究に専念できる体制の検討も必要と思われるので、こうした点についてもご配慮願いたい。
- ・ 内部評価、外部評価、厚生労働省独法評価、総務省評価等、年間を通して評価に対応するための準備等に費やす労力が増したことにより、職員の負担が増大したことから、ご配慮願いたい。